内閣文庫
和書
一八四七八
二〇二函
一〇冊
九
類
號
冊
架

内閣文庫
和書
一八四七八
二三三函
一〇冊
類
號
冊
一一架

内閣文庫
番號 和 18478
冊數 10 (4)
函號 202 193

国立公文書館
National Archives of Japan

非凡閣藏書

佐志須世

○佐部　十八

さぐもれ　下のさは

さぐしかふる　下のさ濁

さつぐの

さふづらよ

さぐろもよ

さうるの

さいかふの

さだくもれ

さきくもよ

さもやぎ

さいたきの

さき作乃

さねうづ

さくらづら

さくもとの

さくろ

さだもれ

さひづるや

○志部　十九

浅草文庫

ちぬ火の　ちまた　ちちてる
ちかざる　ちづく　ちづてまの
ちろろの　ちまま　ちまあま
ちまゆま　ちほの　ちーおの
ちでぐろ　ちおどり　ちまどり
ちとりの　ちとほま　ちぬのち乃
ちちゆま

○須部　二

すどがめ乃

○曽部　二

そそぐちま

そそぐ乃ぐら

そそぐ

冠辭考卷四

佐志須世曾

○佐部

さゞなみ　志賀国津御神　大津の宮　大山もり　あきゝやま　平山

萬葉卷一ノ五ノ人乃左散難弥乃志我能太和太まゝ樂浪之思賀乃辛崎卷二ノ五ノ東神樂波之志賀左射禮浪敷布尓卷七ノ五ノ神樂聲浪乃西賀洋之浦能云云又集中ノ樂浪乃とて大津宮故京國都美神大山守平山風などをつゞけまりこゝハ近江の志賀郡ノ名ある筱なゝてゝ地名そゝこの大名ある名ノ所ノ冠ノ

今昔物語十一にも志賀郡篠波山といふ所の名見ゆ。篠波の山の桜の出る所ハ此の山のふもとにて篠なみ（小竹）ともかきたるを別にさゞなみとよむなり。さて小波のさゞなみとは同じ事にてあるべし。篠浪・篠並などかき篠之篠の字を書き出せるも篠の字の誤

くるゝ地の名なるかハ。神功紀に。及于狭々浪栗林（サヾナミノクルス）云。欽明紀に。高麗使到。發自難波津。控引（ヒキテ）船於狭々波（サヽナミ）山（ヤマヨリ）而。云。天武紀に。會（アヒテ）於筱（サヾ）浪（ナミ）而探捕（サキトリ）左右大臣。云々とありて。しかりさて筱（サヽ）ハ小竹之浪を借字にて篠（サミ）のきこえなるにつゞく物にハつゝしめたり。古事記に。應神條。志那（ナ）陀由布（タニフ）佐々那美遅（サヾナミチ）とよミしも此篠浪道（サヽナミヂ）にてあるへくるゝみてやかて後をと写しあるきても地の名にての狭々（ナヾ）を清（スミ）て唱ふる後をと近江の湖よりてさゞ波ても後をと写しむしろへ出つるハかくてぞその浪のさゞ波をハ巻ノ二に左射（サザ）礼浪（ナミ）。巻十三に波耶（サザ）礼浪（ナミ）など下のさゞ濁る字をあてゝ志ゝせしなり。かの神楽（サヾ）波（ナミ）之（ノ）志賀（シガ）佐（サ）射（ザ）禮（レ）浪（ナミ）とよめるにも上の神楽波ハ同じやうなれど知べき。

○筱（サヾ）浪を神楽聲浪と書しハ古へ神楽（カクラ）にさゝといふひ物のありし故なるべし。今も神楽に篠波てふ詞ありされど其語いと上つ世のものとも思えず。合ハ別にいふべしや。さて神楽浪。楽浪など書る字も此意にてあるを見よ（ハブ）。此集にハさる字多し。嵐（アラシ）ハ山下出風と書べきを山下風ともかくのみ書るも此類也。

さゞれ波　いさゝなみ

万葉巻三に。小浪（サヽレナミ）。磯越道有（イソコセヂナル）。能登湍河（ノトセガハ）。音之清左多（オトノサヤケサタ）藝通瀬毎尓（ギツセゴトニ）。こゝに小波の磯を越（コス）とよひたり。此小浪ハ声の去来（ささ）なり

[illegible]

勢強こそ。巻七ニ吾勢子乎。乞許世山と[illegible]

[illegible]。○この小浪ハ右の役ありとハ異なれ。下のさを湾

る。和名鈔ニ泊瀬、浅水貌也。左々良奈三。巻十二ニ佐々浪

之波越安皆仁。云云などいふ類也。[illegible]

巨勢ハ。和名鈔ニ高市郡巨勢と有て。巨勢路とよ

[illegible]。巻十二ニ高瀬水有。能登瀬川も同一而たゝ

[illegible]。こゝと四言なるもべし。

さつぐ乃　ゆづきうけ

万葉巻十ニ。佐豆人乃。弓月我高荷。云云。こゝを古事記ニ

火照命ハ海の佐知彦として。紀ニハ有海幸。幸[illegible]云云。左ニハ[illegible]と有り。鰭の廣物。

鰭の狭物をとり。火遠理命ハ山佐知彦として。毛麁物。

毛柔物を取といひ。神代紀ニハ兄以弟幸弓入山覓獸。

弟持兄之幸釣入海釣魚。云云。といふ。さ幸弓のゆ[illegible]

[illegible]りて。弓矢りて山のうる獣をかる人を山のさつ人。山のさつを

などいふなれば。さつ人の弓といひ。[illegible]。[illegible]

都と音通ハ。後ニハ左都人とも[illegible]。さて光一ニ得物矢手挿と有るも。山の幸

[illegible]。[illegible]物とかる謂なれば也。[illegible]伊勢風土記

[illegible]佐都夜と[illegible]。[illegible]

弓槻嵩ハ巻七に。痛足河々浪立奴。巻目之由槻我
嵩仁雲立有良志とよめれハ。大和國城上郡にあり。

さふづらよ　ヨブ大まそ　いまそかそ
　　　　　　よみぢ　ひる　いろ

万葉巻三に。狭丹頬相吾大王者。巻十に左丹頬經妹
乎念登。巻七に。旋頭 雜豆臘漢女乎座而。巻十三に散釣相
君名曰者。云 云。こゝに左さことゆへるも。丹つらよき巻七
に。寄赤土 山跡之字陀乃真赤土左丹著者。巻十六に丹津蚊
經色丹とよむ。又他色に丹著るとよりつるに同じきと。意を
通はし延てはつらよとかいよぶ。紅やうなどまつける紅
なやむばいひて他國の紅顔といふがなし。又人なりでも。巻
六に。之具禮手疾狭丹頬歴。黄葉散乍巻十一に。散頬
相色者不出巻十二に。左丹頬合紐開不離など紅なる
色なりハ何まもいへり。

さごろもの　をつくね嶺

万葉巻十四に。常陸 歌 左其呂毛能。乎豆久波祢呂能。
云 云。こゝは衣の緒著といひかけたり。今も衣にはひもとのと
いひならはせど。古へハ紐と緒を通はしてもいふ。或は紐の緒
などもよめり。且同じ常陸歌にも乎都久波とよめり。
この乎ハちをくらそ。もとはなれしよ額のことおもはゆく。
此山ハ。和名鈔に常陸國筑波郡に筑波郷ありて

ちとあるなり。

さゝ名乃　あさこきて

万葉巻一に。輕皇子宿于安騎野時人麻呂　坂鳥乃朝越座而云云。

谷のまぐしに宿る。朝は解て山の

くもゝる所をとゝ飛こゆるを供奉乃

もろ〳〵の山路おゝ越て坂路いたる

山のこゝもあり。そこの名をあをゆ。坂路ハ

坂をといふ。巻千三に。鳥網張坂手とよゝ

さゝがゝ乃　くりの坂ちあし

元恭紀に。衣通姫天皇和餓勢故餓勾倍枳豫臂奈

利佐瑳餓泥能區茂能於虚奈比虚豫比稱添辞

毛古今和歌集に。今一者と俗ゝ物をさゝがての

云よかゝる物をゝもよゝ。こゝ私記に佐瑳

餓泥蜘蛛之別名也。言其體如蟹住左々原故云てに

ゝ。さて元ぐ〳〵ものいふる一つのいちゝ

ゝ。且蛛を篠にのゝハあれど。一ゝよりていふ。

本草に菰雞桑牛あどらに類あるゝ。且古ハ蟹

をかねとも云つゝ。人のまふてに辞を乃ちふに人之間

金とも云さ。○右の哥を詩に。嶋蠨蛸在戸陸機

云。一名長蹄荆州河内人謂之喜母此蟲来著衣

當有親客至有喜也。この義は仰ぎ。また元恭の御
時まで他の国乃書のまりて久しかりぬ。もとより
こゝろもさゝ緒のそゝんう。
さどくなるを　さるぐとぬる　さるぐこゞる
万葉巻三は五月蠅成驟騷舎人者。巻五は五月蠅
成を奈周と訓
こゝの如てあ之
るゝ〜の歌也
奈周佐和久兒等遠宇都豆々波云云。こゝは五月の
蠅の騒ぐりさるぐ時なるべしてり。古事記
は於是万神聲者狭蠅那須満万妖悪發神代紀は
夜者若熛火而喧響之晝者如五月蠅而沸騰之。
さきくちの　ふるつ

万葉巻五は憶良三枝之中尓平称年登云云。こゝの
きゝは福草のゝ中て一つの茎の末は三の枝あり。
そこつゝゝのゝ中ゝるとゝるゝ集中は三葉
の中ゝは云ゝゝゝは同し。○古今和歌集の序は
さきくさの三ゝ四ゝは度仍りとりつるは三つゝは
ゝゝのゝ冠りゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
その三枝のゝゝ神祇令は三枝祭義解云謂平川社祭也以三枝華飾酒鉾祭故
曰三枝也。もゝ姓氏録は顕宗天皇御世云云。三茎之草生於
宮庭採以奉献仍負姓三枝部造云云。治部式は福草
瑞草也。朱草別名也。生宗朝中和名欽は葛音媛。和名佐木久佐。日本紀私記云福草。草枝々相

値葉々相當也と日本紀の人の名する福草と書てさ
きくさと訓り[illegible]福草ある[illegible]ハ
[illegible]の式と和名抄[illegible]他の[illegible]
かしらなこうを常あるまるだ[illegible]ハ華[illegible]の
華川[illegible]用る三枝花[illegible]花[illegible]
ゆりハ一ねの[illegible]三つの枝ひとしくわかれ[illegible]
なふのおもまるそ[illegible]近[illegible]いかの福草[illegible]
なしくと[illegible]そのゆゑを古事記ニ神武條伊須氐余
理比賣命之家在狹井河之上云云其河謂佐韋河也遥少由理草多部
故取其少由理草之名弥佐韋河也少由理草之本名云佐韋河とも[illegible]佐韋草佐紀草

[illegible]家屋[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

青相通ひ[illegible]
利[illegible]
[illegible]生[illegible]
○巻十ニ春去先三枝幸命在てハ[illegible]の文の[illegible]○字後ハ樹[illegible]
て造[illegible]
[illegible]

さきくさ

ぬるあづさを

万葉巻十三ニ挽冬朝者刺楊根張梓矣御手ニ所取
賜而所遊云云こゝを楊の枝を土[illegible]に[illegible]根を
張て[illegible]ハ根張とつゞけ[illegible]梓とつゞけ[illegible]
梓ハ弓[illegible]

ひとよへだてよなよ竹也。

さし竹の

推古紀に。廐戸皇子命の片岡に遊バし時。飢て臥せる人を見まして。於夜那斯爾那禮奈理雞迷夜佐須陀氣能枳弥波夜那祇。云云。こゝに

諸ハ思ひ侍らぬど古きよりして試みにさす竹の

くさぐさいへる故をとりて。きみとのひきくらべるにや。そのよし

をまづ古事記に。雄略大御歌。夜麻能賀比尓多知邪加由流波毘呂久麻加斯母登尓波。登の下に爾の字脱たるか。伊久美陀氣淤斐須恵幣尓波多斯美陀氣淤斐。云云。この伊久美

陀氣ハ。上の久麻加斯の久麻にいひつゞけて。竹の繁

繼體紀に。以外美郷間余囊開……

日本紀に。

三竹四竹とも……

古語に……

なしハ。籠り竹といふを約めていへる歟。むかしハくさ竹といへりなん。

多斯美陀氣ハ。立繁竹なるべし。……

巻十一に。刺竹齒隠有といひ。巻三に。皮爲酢寸久米

とつゞけたるなどを合せ見るに。竹の葉がくれ繁く

生ひたるをくさ竹といふべし。さて其竹のよしをかぐら

しそ且古の歌どもにさすたけとつゞけるハ舎人の事也。

○凡かの國の中に竹をひきて作りて

竹の葉まで竹園と云ふ。一つ名を多くの指に繁り

園之。歴ハくらゐをつぎてくるをいひ。さすとの

くさきいまにいへる赤ぐさりの義也。

王御名ら此君あ……竹園……

子の……

……

のとハ内素のくりよむべきなり

くぼまり。つまり。くぼくろま。くちきわなどいふも皆おなじ
と同じ語なるを或ハ諱或ハ用或ハ轉しなどして
その名となりたるなり。されバ名のくぼのしもつくにある。
うまりなくぼじき、ゑみそ。そのこつまりをもいふ
ニ通ひてつぐくまもうおくぼりをもすりとらひます
あらぐまりをかなしくとりなづごとく。の語の通ひとなすべし
○巻六ニ刺竹之大宮人乃巻十五ニ佐須太気能大宮
人者。云々。こはそかの君とつぎものひしより君のまなまき
みも宮をしきなるべし。奈良の都ニ遷りてハよろづつ
古語を改めひなびしく久しきのまゝとなりり日月雲

あざみを轉して、ゐるなり。○巻十六ニ刺竹之舎人壮裳
云々。こは文太の大宮とつぎものしもの中にて。刺竹を郎
大宮のるかとしるまり。おあまをなしをなそちなき
のみとしまししきを大宮のみとらへなるがなし。
○刺竹ハ立竹之古事記ニ夜久毛多都伊豆毛と。
万葉ニ人麿 八雲刺出雲とかき。且古事記ニ景行条 意冨迦
波良能宇恵具佐。万葉ニ巻十四 宇恵多気能毛登
左信登與美神代紀ニ注 所植此云多底婁なともを
交へみれハ刺ハ立ニ宇恵ハ立へハ同しことなるて生立
てある轉くなり。又下のさいらがくの事ニ刺車と小車とする
時ハ代刺をさしの意とすへし。後世ハ刻してさし竹とよめり

○巻十一ヨ刺竹園隠有吾背子之吾許不来者吾将
慰八方て〻ハ寄物陳思とて菅小竹女郎花葛冬草
などゝ寄くさ〻の中ニハ入て寄草てゝ〻ハ
ハ寄鳥ハ有ども竹ハ寄草てゝ〻ハ
こゝろてゝ〻ハ竹の事ハ拾のこ
右の刺竹のゝ〻とつゞきを見て一ハの説ハ作り
或説ハ園隠有を園かくれると訓て宮中ニ有人ハ竹ハ
又一き竹の事の説ハ竹を寄草として宮のうとせんハ
さき竹乃　えだひろけく　又ものの
万葉巻七ヨ吾背子乎何処行目跡辟竹之背向尓

宿之久今思悔裳こゝろさきとゝろひと後の世ハ
寄草セもり後の世ハさとゝろうて寄ハ加比及ハ
東寄の可奈思伊毛乎伊都知由可米等夜麻須気乃曽
我比尓宿之久伊麻之久夜思毋てゝ〻ハ
ヨ思も須気と寄我比と寄ハ
寄のつゞきなり
今ハ竹ハ別る竹ハ背向
ろもとゝ同一
さ祢のづ　のちもあとゝ

万葉巻二に狭根葛後毛将相等大船之思憑而云云
巻十一に核葛後相夢耳云云これかづらのもくさ別
てハまたのちにあはんとすることなきをくらぶ。巻十二にさね葛の
のちもあはんとよめれバ。巻三にハ玉葛絶事无などもあり。
○さねかづらハ和名鈔に五味 佐祢加豆良 皮肉甘酸核中辛
苦都有鹹味故名五味とあるに古事記に佐那葛の
根を舂てその滑汁を簀椅にぬりて大山守命の踏バ
くゆるやうに設られたるあり。今是を櫛をつくるに
用るに滑ある汁のあるを今もさる思へ。或人万葉二ことをう
るを詠るは八五事手
あしまぐて云は得ん。万葉巻十に寄黄葉とてありけるの山佐奈葛黄葉
まぞ婦にあらずや。さらバ是を常にきふかるあまと草くさかく

ちんすゞまでにあまねやあくりくとさかんと鴫りるこゝろあるのかの鳥の
頭白うんすといひしがごときまゝ見。古人ハ頭を没てかくよむ事人なり。
このまゝをさながらの白なりとして後人の
寄黄葉とせしそのおもむきをや。

さゝらがた　にしきのひも

允恭紀に大御歌 佐瑳羅餓多迩之枳能臂毛弘等枳舎
氣帝云云さゝら帯あるハ孝徳紀に大伯仙錦小伯仙錦織
部式に小花錦あるなどかかる小文の錦をいふべしといへり
さき万葉にさゝらえをとこ万葉に月を山のさゝら吉
男といひ小波をさゝらなみといへるなどをあはせ見よ。
○かゝる文をば式に菱形錦車形錦などのごとし。
○継體紀に倭我於朋枳美能於魔細屢娑佐羅能美

於寐依武須弥陁例云云ことさらづる豫の御帯と
つべきを小石とさぐるかの〻もいかがかく思はるるなるべし
上の大御ぬぎ万葉の巻十四巨麻尓思吉比毛登伎佐気
立てとあるをせうるよやんごとなき御帯なるハ殊に錦を
用ゐるべしあるべし且上にもつる乃乎ふまも比毛とつる帯
のまきあるべし神代紀に衣帯をころもひもと訓さる
古へハ帯ひもを結をおなじハしてひろうし
○又右の大津宮れ初めを袖中抄をぐるまの説としてに月面小
車とらに風俗の説ハ今ハ説ならずとびに伊勢物語式帳に
刺車錦被あるに刺ハ借字にて小のこと。車ハ太の小車の説
に同じきさてこの車の説を異て小形錦とよのせのこと歟

さくくをを乃　　ものさくさ　　又かくさを
万葉巻十一に櫻麻乃苧原乃下草云云巻十二に同じ
つぐきのこと。原ハ麻原こと。今ハさくさと訓ども古今六帖
にさくさくさくさくとよめるを麻苧とこそ
さくさくの所より出る麻苧ハ志ろいとなり今東のかたち
あさ。かあるをかどいとなどいふ如し。麻苧ハ麻でもあ藝の事
こしまもぎ布を信濃望陸などの名もあり。且さくさ
てをつを尾張をつを下総をつを常陸をつを
をつをつ。二そのの中のつぐきを物をつを結を物をつを

或人さくさくさく似るものを花ぎく麻
をさくさくあさく
とつくるハ前
さくさくの説く

人のすめるなるべく此島をハいふ所の名なるべし。
○ある人樺桜直ハ、ら紐かにハさと訓んか、巻六に人樺皮
纏作流舟とよめり、和名抄に樺 和名加波又加仁 波今桜皮有之
とあれバ往古ハ用ゆ桜皮をも今もかバといふなどといへり今世よ
まうけも據ありてさりしを從くさしハ麻にまき青き白きさ
あかきありて、その朱き色をかのそともいふべきにや、源氏物語
などにおもておしくなりぬるかさぎくらしも、そのふるの皮きまよ
まるのうらみあしそで、藤あきまかる花の色りよりやつよ
なにくれはしきなり。
○麻原を麻の生る畠をいふ。神代紀にあるをよまあまずてふを

粟田豆田とむらをもといふ萬葉集中に茅原と
出るをも茅の生る所をいへるなり、麻ふ生ほかなる原
と書るを誤りしものなるべし。
さくしろ　いすゞのや　又さくさくの　いすゞ
古事記に、此二柱神者、拜祭佐久久斯侶伊須受能宮、
思金神手力男神二神也、また神功紀に、折鈴五十鈴宮に云、これを按るに
このふしぎ鈴のことを今ありのごと折ける口ありにこと折鈴
とハいふなし、釧を阿久志郡にもてるは臂の環なれバ、籔莫
をもてまつひ着ん物なれバ折といふなりけん、ここを
思へハこうきを久志ろと鈴をぬきつけなどいひしなるべからん。

ひとの金のつくる金銘を解する事のえ、こゝろ
古事記に毋島王所獲御手の剣の事を紀に同じ
王の足玉手玉とりひ履中紀に仲皇子の手銘と墨媛の
家の志しるしとあり。此下の志自ぐろと彫る剣の云
とある。然るに剣に銘をつくる物にあれハその銘乃
形
かゝるようにさくさくとつくるものにて生しるやうの
志自ぐろの條をよむべしよ。
○五十鈴と云ハ数〻の銘をいふ。
五十鈴宮ハ伊勢の神宮の事にて所〻
さゝ乃　くゝしのもの

万葉巻六に指進乃栗栖乃小野之萩花云〻荷
田大人のさくさくさゝ乃ものとりひろをもとくとあり。
仍て考るに和名鈔工匠具に墨斗頻渓都保墨悠切韻
云以篾為筆曰笔和名須美伽之周報王時史臣公檀造也時人
以竹笔書文字今工匠墨笔是この物ゝ
ものをつぼるに墨をさゝ墨斗に墨
縄をもてのるくるものの物に墨をさゝ墨
かきくゝ因糸の蠶絲具に繆車流絡絲取也とあり之
流に車の云ハ紡ぐ。巻二十に久留米久枳作之加多米等之と
物をことふ
まゝ注に因に。○進をハまくと訓を墨さて墨に傳る。

[illegible]

[illegible]乃ぬとりつどめ。○又はうろうぐ友樹、岑樹がりつるハ、拷ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

栗栖乃小野ハ、和名鈔ニ大和國、忍海郡ニ栗栖郷あり。

さひづるや　かうひのこと

万葉巻十六ニ、佐比豆苗夜辛雄尓養。云々。[illegible]

言佐敝久加良と[illegible]佐比豆苗と佐敝久ハ皆同。

[illegible]

○志部

つくし

萬葉巻五ニ、斯良農比筑紫國尓。巻二十ニ、之良奴日筑紫國波。巻三ニ白縫筑紫乃綿者。云々。この[illegible]ハ、景行紀ニ、自葦北発船到[illegible]

火國。於是日没也夜冥不知著岸。遥視火光。天皇詔挾抑者曰。直指火處。因指火往之。即得著岸。天皇問其火光處曰。何謂邑也。國人對曰。是八代縣豊村。亦尋其火是誰人之火也。然不得主。茲知非人火。故名其國曰火國。この[illegible]。且直ハ皆[illegible]ぬひと四言よりみつ。

やまとのくに

[illegible]

[illegible]

白猪と云ハ借字のよし

万葉巻十三に人麻呂家集 志貴島倭國者事靈之所佐國叙
ま式嶋之山跡之土丹巻九に天平元年 磯城島能日本國乃
石上振里尓云 云〻。崇神紀に三年九月遷都於磯
城是謂瑞籬宮欽明紀に元年七月遷都倭國磯城郡
磯城嶋仍號為磯城島金刺宮とありて二代ながら将
にあまる年をへましてみやこなりしかバさる詞よりおのづから
大和の国の今一つの名のごとく成にき仍て後々までも其の
都ときめてさる称やまさしくしかうぞ詠じきてあるなりけん。
奈良朝とかいりてハ既やまとのことばとして之奇島能人
者和禮自久とうたよみそめさて都しまき所の名の一

後世に至りてハ式嶋の名と云ハこれより又も移りてやまとの名となりしと

國の名のごとく成りたるハ磯城ハ大和なる一国の名なるが過ぎての
皇國の名のごとくなりつるも古へハなべて大和に都しのひ
つゝもハ文集中に大和の吉野離宮なるやまとよハ呼て
のちまくも嘆子なるとともしハ国し大和の奈良の都を
さしていへれバこゝも都て一國の名を都に負せていへ。
よみもまうくしていへ。

志かなてる　かさもとる山　つくまさぬる　かしこきハ

推古紀に厩戸皇子御歌片岡山にて 斯那提流箇多烏箇夜摩尓萬
葉巻九に河内国の大橋にて 級照片足羽河之巻十三に師名立都
久麻左野方云〻。これを級てる枕詞に用ひたる

押照なることのよし旅部に委し

また片とハつゞくるなるへし。神武紀に。磐余之地舊名片居。片居此云伽哆韋。亦曰片立。片立此云伽哆々知。是坂路なりて階とさしひ。越の国ニ科坂在てふ等身のことも。険き愛発の坂なとの階あるなと押へし。是らをもてむかへるに。○照をも借りてかくも書りけるを思ふへきて氏流といふなり。此うちなるハ右の師名立をとなへてある訓べきなり。押照難波ハ。襲立浪速てふ言なる故。押てるを異ぐいひ照と借て書るなど。今もこの枝となきさん。○本の字る師名立。都久麻ハこれも山しかある地なれバ。かの片とつゞくるひしより構りて。後のみかくよいふなるへし。

是らを今本にかくるあやまちハ訓ハ誤之

片岡山ハ。諸陵式なとにハ河内國石川郡と見え。○片足羽河ハ。同國の交野郡にて安寧天皇の片盬浮穴宮所なりし。○筑摩ハ。此なる都久麻佐野方。息長之遠智娘小菅とつゞきて。筑摩息長ハ近江にありさんにる額田と邑智ハ河内にもあり。河内の浅長にある息長と同じことにも是由にハ。もしくハ此筑摩も河内のなるへう。こハなほよくよふへきの志なさこゝのる　こし

万葉巻十七に。之奈射加流。故之手遠佐末尓。伊泥底許之巻十八に。之奈射可流。故之能吉美良等。巻十九にも。

之奈謝可流越尓五箇年住々而射のほり給ふ事ハ謝しなくまゐられハ給ふべきなり
なり安志比奇能山坂越而去更年緒奈我久科
坂在故志尓之須米婆云云
ゆきかよひ給ふ諸の國より冠ゆ者ハ
くゆ越の山のゆくりなく
正よりて階坂ある越の山ハ高くとなべ
住反まる雲雀の関路を始とし
國也雲ハ信濃國を古き科野と書その郡ある埴
科更級あり法閑科書科をとる神社ゆ
山ゆて級坂ハ地の名とあり人ある思ひ今をべ

ちはやぶる　ゆはとりつきて　ゆはハとけうて

万葉巻三ゆ坂上郎女神祭りの歌
日命を奥山乃賢木之枝尓白香付木綿取付而斎戸乎
忌穿居巻十二ゆ寄物陳思
何時之真坂毛常不所忘この夕綿を白髪と例る
牡鹿ハちゝゞづくと冠もとりひけり付をその物と例
付ゝの歌の
巻十九ゆ遣唐使ゆ大御酒賜ふ時孝謙大御歌
四舶早還来等白香著
咲賞裾尓鎮而将待こゝも手纏を白髪とのたまへハ
ちと回ゝ乱と此茅を手纏を御頭ゆ茅をて此

[illegible]・木綿を倭文と書て仲哥まで無ておりまんハ古へ紙布の斎戒の時のまとゐ[illegible]ハ上代はすのれてある[illegible]この著ハつかと訓

[illegible]

万葉巻四よ・阿部朝臣豊麻呂

倭文手纏・数二毛不有・身持奈

身持を今なよ持指しなハ身のまを者ゝ[illegible]

何幾許・吾恋渡・巻五よ・貧窮問答

倭文手纏・数毋不在・身

[illegible]

二波在等・千年尓毋何等・意毋保由留加毋・こハ倭文手纏の事ハ数毋ハ数を知ら[illegible]

文手布・紙・織ん料の苧ハ数を知ら[illegible]

[illegible]倭文の文[illegible]

数とつゞきて・つゞ多の人数をんとり・且倭文と賤

[illegible]

○巻九よ・菟原処女が墓をよめる

倭文手纏・賤吾之故・丈夫之荒手

見者・こゝを数[illegible]いとゞ面よ倭文の倭を賤

倭て・即りやゝ[illegible]と訓り・右三首をたゞ[illegible]

古今集よ[illegible]人[illegible]古へ[illegible]

も思ひ[illegible]へても・こゝ[illegible]

○倭文ハ古へ文布・[illegible]賤のきゝ[illegible]

ど・太の[illegible]ハ倭をとりて賤よ[illegible]

古へ[illegible]倭ハ太の古今集よ[illegible]

物倭[illegible]

かの倭文布を[illegible]織の紡麻ハ[illegible]

[illegible]倭と[illegible]・[illegible]古事

記に。以閇蕉紡麻貫針刺其衣襴云。和名鈔に。巻子ハ
閇蕤閻巻所傳績麻圓巻名也とみゆるをあまたせりよ。へそハ績麻の
まろく人の綜も此まきに
似たれハ名づけつらん

附ていふ

倭文てふ布のことハ。神代紀に。倭文神建葉槌命云云。
倭文神此云斯圖利我未。古語拾遺に。天羽槌雄
命倭文遠祖也。織文布といへりかくて倭文をしへるに
よのことわざの中に。武烈紀に。於哀枳彌能、於毘能
之都波能。夢須寐陀黎陀黎耶始比登謀。阿避於
謀婆儺倶你。萬葉巻十一に。去家之倭文旗帯。

結垂。孰云人毛。君者不益。此歌は一書に古之狭織之帯乎。
結垂。誰之能人毛。君尓波不益。此狭織ハ即倭文の狭く織たるをいへり常の用人も
とも今さらにしものとて細き
似あるも狭く織のことく。巻三に。真間娘子墓歌 古昔有家武人
之倭文幡乃。上の旗も共に借字 帯解替而。云。此四首ハ帯と
せるをいへり。あるに狭織やよまる巻十三に。古語 倭文幣
乎。手取持而。巻十七に。神社尓。底流鏡之都尓等
里蘇倍己比能美底。云云。延喜式に。神中に神賀詞 倭文
能大御心毛。云云。臨時祭式同度の注文に倭文二
端 長各一丈四尺 廣二尺二寸 とあり。賦役令の此の布のさき二丈二尺 四寸なれバ太さ似たり
らの衣ともみれバさまも廣し。其よつ毋のまふく

倭文神を献るなり。さて上つ巻より
のち処々に万葉よりも古へのことば
なり。且皇朝の古へ文布を倭文
と云の布とも云ひつゝ文の字を釋日本
紀よりこの古語拾遺の文布のことを挙て次に
たく建久諸祭興行之時大蔵省年預申状
有青筋文之布也とあるを実に古へのものとこそ
なれとハ倭文を織て物のあやあべし或
人は倭文を織ることなるべしとなん
へるもよけれ。武烈紀に大君の御帯の倭文を

集中に彼俵人のまぶりくふまもよく。魏志に東夷ゝ倭布を賦名とあり倭文の倭なり。

結びくゝりとあるゝハやんごとなき御帯なり。
又万葉巻一に雄略大御歌 此岳に菜摘須児 須ハ志ノ反 賦ハ下故と云ふ天下歌
問を須児とよませたり
胡床に立て倭文纏のあくまでよくもあるかな
紀ハ倭文ハ古へ織やきものせばりしるべし。賦の男
賦の女を下づ男下づ女のことなり。語のこと
ろ

万葉巻一に持統大御歌 白妙能衣乾有 巻二に白栲乃
訓ハ集中に例 麻衣著 巻九に白栲之我衣手者 巻十三に白木
綿之吾衣袖裳通手沾泥 巻六に白妙之袖左倍所
乾有ハほしたるなり

[illegible]沾而巻立ヨ志路多倍乃多須吉乎可気巻二ヨ白妙之
皆木綿を公本ヨ之〜まと訓
[illegible]
天領巾隠云云いとる白布の衣ヨ云より神をもとより
ふて祓を領巾も布もそれハつゞけより豆多倍を元
綿布を多つるもの中ヨ白多倍と云ハ穀そ織
まる布をいふこを弘ヨ多き物多れどさて穀布を
古へより多くとまる物多ヨ下を結ヨまれ布まる
[illegible]
のこなる[illegible]ハ字まるまて白くぬかるまるヨ
祖の[illegible]ハ多しくつくる孝徳紀ヨ其葬時惟
帳等用白布王公以下小智以上皆用庶人云可用麻布と喪葬

令義解ヨ錫紵者細布云云同集解ヨ不限布色
細白色布也云云[illegible]ヨ万葉巻十三挽歌ヨ大殿
矣振放見者白細布飾奉而内日刺宮舎人方雪
[illegible]
穂麻衣服者云云[illegible]
[illegible]
[illegible]
造青和幣とるヨ神祇式ヨ明多閇照多閇とも
和多閇荒多閇とも明和幣曜和幣とも
て白多閇ハ穀の皮ヨて造る布なるを志し○穀ハ楮也
榜ハ枝の保く○多閇又ハ弓
故ヨ和多閇を和弓とも
木綿ハ木ヨハ保
と訓ヨ多を角
と訓へきれまる
[illegible]ヨ白榜白木綿白細布[illegible]

○細布ハ和布とも よ同じく細布和 ま布の義など ま今もて多閇ハ布之ハ佐ハ織目のくハしくて和やかなるをいへ

るゆゑを思ひ定めてよむ事限りなく多かれど一つ二つ引出つ

又神祇令の神衣祭の集解ニ神服部等云、以三阿赤引神調糸神衣織作、麻續連等麻續而敷和御衣織奉て云々式の和妙衣着服

部氏荒妙衣者麻續氏各自齋戒始九月一日織造と云々

れハ絹を和たへ布をあらたへといへる也布ハ織しく布よ對へいふ詞乃

様のもとの布の中まてもあらきをゆきたへとおきをあらたへといふ

事既よ明か也しよくせむハ惑ふべし

○白多倍ハ布の如く白布の事也上つ代より衣に

なれまつれハ世のつねの衣より用を親まれひしもまた多し

細ハ細布を略 巻三ニ、挽 新 白細尓舎人装束而、白栲尓衣取著而など八、

六真白よてよ言よわけ也○まつ巻一ニ、栲乃穂尓、夜之

霜落巻十三ニ、雪穂、麻衣服者などハ巻七よ白栲尓、

丹保布信土之山川尓とよめる如く、栲の穂や白きなどう

領巾を穂といひ、その白きあるりて雪の字などかかる

また物に泥て其白き事をいひとれるハ皆をおさそ

共よつきよめるべし○また巻七ニ白妙の衣、庭白妙尓お

どめへるハ、白布の如くてよ言ふよて栲くて云へるなり、巻十

一ニ東細布、従空と栲きて云へるをも知りし

志きたへ乃 まくら ゆと

萬葉巻二ニ、人麻呂 敷妙乃、衣袖者、通而沾奴、よみて衣床

まくらく 同 靡吾宿之、敷妙之、妹之手本乎、これ語を備て

巻十一ニ、敷栲、衣手離而、玉藻成、靡可宿濫、和乎待

難。まゝ敷細之衣手可禮天。巻十七ゟ之伎多倍能。
蘇泥可幣之都追宿夜於知受。云々。こハ夜の衣袖ゟ寝まゝ。
○巻一ゟ。敷妙之枕之邊。忘可祢津原。巻二ゟ。布拷
乃手枕纏而。巻十二ゟ。布妙之枕毛衣世尓。巻十一ゟ。
敷細布之枕通而。袖副沾奴。こゝ夜の枕よつゞけ。
枕ゟ寝まゝ。巻十一ゟ。敷細ゟ木枕ゟこゝ。
○巻五ゟ。敷多倍乃。登許能邊佐良受。云々。こゝ夜床
ゟひらけ。ハ昼夜の物なり。
○巻三ゟ。挽布細乃。宅乎毛造。同巻ゟ。敷細乃。家従者
出而。雲隠去寸。こゝ寝衣より一しゝびうつりて物床

つゞき。こゝ夜ゟ所宿家。
下の條の敷藻相屋と。
嵐岩。
○巻四ゟ。田部桜子が太宰ゟ任る時。置而行者。妹将戀可聞。敷細乃。
黒髪布而。長夜尓。こゝ床の
又上の家。
衣の敷ゟ。古支記ゟ。年斯支須麻
尓古夜賀斯多尓。多久支須麻佐夜具賀斯多尓。阿
和由伎能。和加夜派年泥乎。云々。万葉ゟ。丞被古事記

[illegible]
[illegible]
[illegible]

集中ニ加母てゝ蜂ニ為の義を借るなどを始へ且
上つ世ゝ獸の皮を敷ゝ席とし毛を織ゝ毛を
もゝて織ゝる席を用ゐしゝ中ニ右巻十六のおよ
ゝめゝ麻の糸にて織ゝるもゝべきく。
ゝまゝゆゝ　ゝるゝの田にいゝべの山

万葉巻十ニ白檀弓。今春山尓去雲之。巻十一ニ白檀
后邊山。巻十二ニ白檀斐太乃細江之菅鳥乃。云云上
ゝ張と陽て張とつゞを。沼を射とつゞけゝ沼ゝを
引を思ゝて比とゝひゝ。さゝ鄙ひゝ集ゝ
ゝ引板を。ゝゝ山田の引板とゝ

○檀木ゝ弓ニ家ゝゝゝゝ則ゝゝて
ゝゝゝゝ

万葉巻十四に、東歌、手久佐手等、手具佐受家手等、斯
知は今本に利と
すべきかとおもふ
本布祢乃、那良敝氏美禮婆、手具佐可知馬利、こは
濤なれども、なほ、のの字のあやまりなるべしとおもふ、さて二人の男をかくべくこそ手
くらべに勝つもと、女のまうけるべし、知は馬反
手久佐を、巻九に宇奈比壮士、智奴壮士とつゞけ、所の
名なりとも、所の男とよめるべし、且手久佐手は、をぐさ
受の誤書か甲
の字とも伝聞
て、所の西丁、をぐさ受家手は次丁を中男とよめり、
戸令に、民の歳十七より、廿までを中男とし、廿一より
出次丁ことを所を
とゝふべきかと
六十までを正丁とし、六十一より六十五までを次丁と
云、中男は訓ヨハ
なるべしとおもふ、その西丁のをぐさ、次丁のをぐさ、
をとこをとりひそ、その女をもとくさをは西丁なれば、をとこ
理りなるべしとおもふ、
志、いづものの　いづもいもせつつ　ゆもくこて　をづくへづくり
万葉巻二に、人万呂鹿自物、伊波比伏管、巻三に、四時自
物、伊波比拝、神祭の　十六自物、膝折伏、云云、
鹿の膝をとりて伏めるを、人の伏拝むさまなるべし、
太のうのり、鶏成、伊波比廻、巻五に、伊奴時毋能、道尓
布斯豆夜ぶどりへる類のごとく、伊はひの伊は名代

乃ち[illegible]自物を改める。

○巻六は、石上乙麻呂土佐国に流される時、肉自物弓笑圍而云云。[illegible]猟場に鹿をもとめつゝ、乃ぐしとゝる神に願て流人を[illegible]

○武烈紀は大伴金村連兵を率て泉山の路を徹て鮪臣を[illegible]

屍を埋て復怨報を[illegible]

斯ゝ貳暮能、謠逗矩陛御暮黎添難曾々矩思寐能

和俱吾鳴、阿婆理逗邦、偉能古、こハ猪の谷水は清ハ

くもみて鮪を誘ひ[illegible]

金村連鮪は鮪臣を[illegible]

谷水うつもゝ物のゝ[illegible]ぬゝ[illegible]かりの[illegible]（波婆摩ハ皇

極紀は谷を波佐麻と[illegible]伊勢物語古本は後涼殿の

間と[illegible]

○謠逗矩陛御暮黎を水漬隠の[illegible]と[illegible]を延

て矩陛とハ[illegible]は矩陛又能や當麻蹶速の蹶を久倍と[illegible]

源氏と久信武辨と[illegible]

都久屍、巻廿は豆久志奈流、美豆久白玉云云この

[illegible]も水よ[illegible]

[illegible]

継體紀は、勾大兄皇子を矢自矩矢盧于魔伊祢矢度伊

萬葉巻九ニ。菟原ノ壮士ガ墓ノ所ニ宍串呂黄泉尓將待跡云

さしの宍串を傳へて。盤釧のゝ敷べしと紀ニ

云盤釧美しと所もゝ傳へ。熟寢しぬかりし

を。万葉ニハ同し釧を抜とゝ黄泉ニいひつゞ

けたるなどもゝ。ぐし給ハ脱筆し佐久々斯侶伊

須受杵鈴五十鈴などの字を思ひて。鈴を盤ニ誤

る釧ありて。古ハ人の傳へとなれハ。ことゝ

なるべし。古事記ニ女鳥皇女の釧を大楯連ニ取て

書ニ著しかるゝ。くさ〳〵ともあり。とゝハ釧のこと

なきうちのまし〳〵。右の杵釧の條ニいへるやう

釧ニハ鈴を著ることゝ。ゝ。ニ合せ。ゝ。ゝ。ゝ。

○仙覺万葉抄ニ。常ニ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ

萬葉巻七ニ。攝津の志長鳥・居名野乎来者。
後の四長鳥・居名之湖尓云云。集中ニ
雄雌ひきのるもとりの柳ヶ
幸とつゞけて。幸とは雄
がてのまはは既神風の條ニ
紀長と書て
彦・級長戸邊命ハ大御神の息より成るゝ志
長と息長と同じ物ニて息長鳥ハ鵠鷏のまなこ
とハ同じ物ニて息長鳥ハ鵠鷏のまなこ
巻二十ニ爾保杼里能・於吉奈我河波半・多
延奴苧毋・古支記ニ美本杼理能・迦豆伎伊岐豆岐
この息長河と潜息づきとを對へ見ハ志
此鳥ハ和名抄ニ鵠鷏和名尓保野鳥小而好没水中也
と云りかく水底ニ入て久しくあることハ息づきの
長く息づくなり。水底ニ出てハ潜の法ニ人のなく
さしあること。又水底ニ入て久しくあることハ息づきの
さて巻五ニ尓保鳥能・布多利那良毗爲。巻十八ニ
尓保騰里能・布多理雙坐。巻三ニ水鴨成二人雙
居ありて。ほとゝぎすと鳥の形うて。雌雄ひ
のゝあるなり。幸とハつゞけ。ゆるくゝり。古支記
ニ。和賀韋泥斯・伊毛波和須禮士。幸良登理能
和賀牟禮伊那婆・比氣登理能・和賀比氣伊那婆

水ハ式類切れハ絶の言ヨ用なり。巻十ヨ白玉ヨ水玉ヨ云フ。

〇巻九ヨ。詠上総国東珠名娘子

水長鳥安房尓継有梓弓末乃珠名者云云こゝを右よりあく息もさそなしハ人の長嘆息をつきて嗚呼といふヨ歎きて。あのひと語よつゝもしあくべし。又あくしあくしと歎の色へハニ続きまぞよかりとも見ゆ

巻十四ヨ防人於吉尓須毛乎加毋乃母己呂也左可

杼利伊伎豆久伊毛乎於伎氐伎努可毋この歌ヨ

沖ヨ栖て八尺の長嘆息をつきて悲くつゝとくくもり小鬼も

見まほしきものの奇の言て云ふ集中ヨ百

又雨降べきまま

詠息く背の

〇又地ヨ鈴明紀ニ臘鳥皇女てゝ和名鈔ヨ

むらくもるべし。

臘鳥阿止里ヨ獦子鳥云云山林故名獦子鳥也

腊鳥皇女ヨ群飛如列平満

此二つと合セるとハ志長ハ背長の畧名。その鳥

あヨ辛とつゞき。その名あり。ハ安房ともいひを

しるやとも地ヨ人考てえくくの。

息長川ハ天武紀ヨ近江軍戦息長横河云云諸

陵式ヨ息長墓ハ近江國坂田郡ヨありと云る

ハ近江ヨあり。さハ太近江ヨそよう古

不足八尺乃嘆長歎息のつゝもあしバ

又地ヨ鈴明紀ニ臘鳥皇女てゝ和名鈔ヨ

むらくもるべし。

臘鳥阿止里ヨ獦子鳥云云山林故名獦子鳥也

腊鳥皇女ヨ群飛如列平満

此二つと合セるとハ志長ハ背長の畧名。その鳥

あヨ辛とつゞき。その名あり。ハ安房ともいひを

しるやとも地ヨ人考てえくくの。

息長川ハ天武紀ヨ近江軍戦息長横河云云諸

陵式ヨ息長墓ハ近江國坂田郡ヨありと云る

ハ近江ヨあり。さハ太近江ヨそよう古

今昔物語ヨ坂田郡ヨ息長氏の人あり。

ヶ後ヨ云ハ。中ヨ古へ云べしと。

歌も、河内まその宮ようひ、かん、たくさる歌も、
又河内の石川郡の磯長も、本磯長の里そも作くるハ
あまを云ぶ、ハ、ハ、ハ、ハ河内まその宮なり、こハ河内つ国。

○居名ハ、猪名とも書て、摂津國河邊郡なり。

○求て地ハ、和名抄ニ上総國周淮郡重とも。
安房ハ、書紀二年ニ上総國の四郡を割て置ル事ハ、
あつぐきてまつるなり、ハ、ハ、ハ、ハ

鷺坂ハ集中ニ山しろの久世いさゝ坂とよゝそ久
世郡ニあり○白鳥飛羽山松之侍従曾云ハ大
和の高市郡ニ女郎がよゝる小ハ大和ニあるべし
志良とほふ　をゝ山
万葉巻十四ニ上野國志良登保布手尓比多夜麻乃云
こゝ之ゝぬぐゝし牡神ハ詩ニ今業をめぐゝしまゝ
志ゝ玉通し結ゝつゞきゝやとりへゝ
をゝ山ハ牡鹿のまゝ尓比多夜麻ゝゝ
ゝゝハ上野國新田郡の新田山ゝゝ大和の
佐保をゝ佐保ゝ常陸の絲波を手絲波とよゝ

歎乃言おこゝを解ゝをゝきて辛新田ゝゝ
志ゝ乃ゝ　人ゝまゝめゝバ　志ゝあびてゝめゝバ
万葉巻十一ニ秋柏潤和川邊細竹目人不顔面公
秋を朝を偽ゝ
阿部ニよりて
無勝ゝ朝柏潤八河邊小竹之眼笑思而宿者夢
所見来ゝこゝをその川邊ニ生る篠群をゝ
思の心を神ゝと
訓ゝゝ偽ゝ
武禮反米ゝしバ小竹の目とりひて志のびと云人群
ゝゝ此例ハ呵の部ニ多の群をゝ人ゝ間
万葉ニ
ゝハ
ゝ
十ニ春泳去来者小竹之米冊尾羽丹觸而
鳥
反歌ニ
竹と志ゝ竹ゝ
偽ニ志の竹ゝ固しく小竹の群竹のゝ巻
鶯鳴毛ゝ小竹群の

又人の名とも云べし。○古支記に。訓小竹云志奴と云とあり。万葉に思雪
とあり。こゝの所にも佐々の小竹と云もあり。古くは小竹と云もあり。
また志奴のめの志奴
がとあり。志ハ佐ハ通ふ。篠とも云べし。
めもれ竹に
ハ篠さへて。

志ぬ

志ぬ

佐那美遅遠

古支記に。こゝの志ぬのかづら息つき。志那陀由布。佐
て志ぬとも佐ぬ志
よりハ佐の山の中
に志ぬの中ちひさ
き竹の
佐那美遅遠。まくしくとつゞめをハ。こゝに志ぬやう
なれども後くこの
神めの志ぬとハ違ふ
あり。後のハ志ぬ
こゝに。

小竹

小竹とつゞきて。万葉に手弱女の志ぬえ
なる妹を。こゝに志ぬ。こゝに志ぬ。おゆ竹のとなる妹を。こゝに志ぬ。
ゆゑ。こゝに志ぬ。こゝに志ぬ。例の佐々那美遅ハ佐々那美遅ハ佐々那美遅
ゆゑ。こゝに志ぬ。例の佐々那美遅ハ佐々那美遅ハ佐々那美遅
なく。近江の志賀那波の路に志ぬ。志ぬ。

と云。後篠のなまりなるべし。

○須部

すがのね

万葉巻十に。菅根乃長春日乎。巻四に。菅根之念乱
而。こゝに山菅に。糸のごとき根の多くもく這乱る
物なるべさまを。後に。

この側隠は今本
こゝにもとて八代
神ハひとくさ也。

○巻十一に。菅根側隠君結為我紐緒解人不有。巻十二
に。菅根之側隠々々照日乾哉吾袖於妹不相為。こと
つゞきもし。巻十三に。菅根之根毛一伏三向凝呂尓。

吾念有。巻三ヨ。足日木能。石根許其思美菅根乎。
引者難三等。標耳曾結焉[illegible]
菅ハ山菅ヲシハ石根[illegible]
[illegible]根多く延て。且根ヨ[illegible]
[illegible]

○山菅ハ和名鈔ヨ麥門冬夜麻須介[illegible]集中[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ山菅[illegible]
[illegible]
古今集ヨ。[illegible]
[illegible]入人ハ[illegible]

○曾部

[illegible]

古支記ヨ。仁德の大御歌蘓良美都。夜麻登能久迩尓萬
葉巻一ヨ。雄略の大御歌虛見津。山跡乃國者。[illegible]人万呂
天尓満。倭乎置而。巻十三ヨ。空見津。倭國。[illegible]巻十九
[illegible]神武紀ヨ。至饒速日命乘天磐
船而翔行大虛也睨是鄕而降之。故因目之曰虛
見日本國矣。[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan